

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から46年5月1日まで

私は、ねんきん特別便を見て何度か厚生年金保険の加入記録を確認したが、A社に勤務していた時の厚生年金保険の加入記録が見付からなかった。当時の給与明細書があるので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月から46年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成12年6月から15年5月までの標準報酬月額に係る記録を44万円に、同年6月から17年4月までの標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から17年5月1日まで
私が勤務したA社（現在は、B社）における国の記録上の標準報酬月額と申立期間に支給された給与額に相違がある。
給与明細書及び源泉徴収票等を資料として提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書、源泉徴収票等及びB社が保管する給料台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成12年6月から15年5月までの期間は44万円、同年6月から17年4月までの期間は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成7年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月2日から同年5月1日まで

私は、平成7年4月2日から同年4月30日までA事業所に勤務していた。申立期間に係る臨時職員の採用通知書があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する臨時職員の採用通知書、A事業所からの回答及び同僚の証言により、申立人が申立期間において臨時職員として申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所では、申立期間当時から臨時職員については全員厚生年金保険に加入させていたとしている。

さらに、当該事業所が保管する申立人に係る臨時職員の採用通知書及び同事業所の回答によると、申立人は、平成6年4月1日から同年9月30日までの期間及び同年10月1日から7年3月31日までの期間についても同事業所において臨時職員として勤務しているところ、オンライン記録では6年4月1日から7年4月1日まで当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における申

立人と同年代の同僚の標準報酬月額記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成7年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで
申立期間については、A社B事業所から同社C事業所に転勤になったが、同社B事業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和48年8月31日、同社C事業所における資格取得日が同年9月1日となっており、1か月分の厚生年金保険の加入記録が抜けていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事部長の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の元同僚2人は、「通常の人事異動の発令は月初めだった。」としていることから、昭和48年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31

日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、平成3年6月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から同年10月31日まで
② 平成3年10月31日から同年11月30日まで

申立期間①について、社会保険事務所（当時）の記録では、A社における平成3年6月から同年9月までの標準報酬月額が22万円となっているが、実際の給与は約60万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②について、A社における資格喪失日は、平成3年10月31日となっているが、同年11月29日まで継続して勤務したので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、当初、A社における申立人の標準報酬月額を平成3年6月から同年9月までは44万円としていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の4年3月2日付けで、3年6月1日に遡^{さかのぼ}って標準報酬月額を22万円に引き下げている上、申立人に係る同年10月の標準報酬月額53万円の定時決定の記録を取り消す処理が行われている。

また、申立人は、申立期間①当時、A社のB営業所長であったが、登記

簿謄本により当該事業所の役員ではなかったことが確認できることから、当該減額訂正に関与していたとは考え難く、標準報酬月額に係る事業主等からの説明も無かったとしている。

さらに、当該事業所において、申立人と同様に、標準報酬月額が^{さかのぼ}遡って減額訂正されている者が多数存在している。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年11月29日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年10月31日となっている。

また、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の平成4年3月5日付けで行われていることが確認でき、これは、上記の申立期間①における標準報酬月額の訂正処理日の3日後に当たることから、同処理との一体性が認められる。

さらに、平成3年10月31日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している者の中には、申立人と同様に標準報酬月額の訂正処理との一体性が認められる者が多数存在している。

加えて、当該事業所は、申立期間②当時、法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年10月31日を資格喪失日とした届出を行う合理的な理由はなく、申立人の資格喪失日を、雇用保険の記録上の離職日の翌日である同年11月30日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53万円とすることが必要である。

なお、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額は約60万円であったと主張しているが、上記の訂正処理前の申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年6月から同年9月までは44万円、同年10月は68万円（これは健康保険の標準報酬月額であり、申立期間当時厚生年金保険については53万円が最高等級標準報酬月額である。）と記録されている上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立てを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、平成3年6月から同年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、38万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月27日から同年6月1日まで
② 平成3年6月1日から同年10月31日まで
③ 平成3年10月31日から同年11月30日まで

申立期間①について、私は、昭和62年3月11日から平成3年11月29日に退職するまでA社に勤務したが、同年2月27日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入期間が無いので、加入期間として認めてほしい。その間給与の未払は無かった。

申立期間②について、社会保険事務所（当時）の記録では、A社における平成3年6月から同年9月までの標準報酬月額が18万円となっているが、実際の給与は38万円ほどであったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③について、A社における資格喪失日は、平成3年10月31日となっているが、同年11月29日まで勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、当初、A社における申立人の標準報酬月額を平成3年6月から同年9月までは38万円としていたと

ころ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の4年3月2日付けで、3年6月1日に遡^{さかのぼ}って標準報酬月額を18万円に引き下げている上、申立人に係る同年10月の標準報酬月額38万円の定時決定の記録を取り消す処理が行われている。

また、申立人は、申立期間②当時のA社での職務は現場監督であったが、登記簿謄本により当該事業所の役員ではなかったことが確認できることから、当該減額訂正に関与していたとは考え難く、標準報酬月額に係る事業主等からの説明も無かったとしている。

さらに、申立人の保管する雇用保険受給資格者証に記録されている離職時賃金日額から、離職前6か月の各月ごとの給与額は、約40万円と推認でき、当該遡^{さかのぼ}及訂正前に記録されていた標準報酬月額とおおむね一致する。

加えて、当該事業所において、申立人と同様に、標準報酬月額が遡^{さかのぼ}って減額訂正されている者が多数存在している。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年11月29日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年10月31日となっている。

また、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の平成4年3月5日付けで行われていることが確認でき、これは、上記の申立期間②における標準報酬月額の訂正処理日の3日後に当たることから、同処理との一体性が認められる。

さらに、平成3年10月31日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、申立人と同様に標準報酬月額の訂正処理との一体性が認められる者が多数存在している。

加えて、当該事業所は、申立期間③当時、法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年10月31日を資格喪失日とした届出を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日を、雇用保険の記録上の離職日の翌日である同年11月30日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、38万円とすることが必要である。

一方、申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 62 年 3 月 11 日から平成 3 年 11 月 29 日まで A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 3 年 2 月 27 日から同年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、申立期間①において、申立人と一緒に勤務していた A 社 B 営業所の同僚の中には、当該期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している者も確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、平成3年6月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月27日から同年6月1日まで
② 平成3年6月1日から同年10月31日まで
③ 平成3年10月31日から同年11月30日まで

申立期間①について、私は、昭和56年3月11日から平成3年11月29日に退職するまでA社に勤務したが、同年2月27日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入期間が無いので、加入期間として認めてほしい。その間給与の未払は無かった。

申立期間②について、社会保険事務所（当時）の記録では、A社における平成3年6月から同年9月までの標準報酬月額が18万円となっているが、実際の給与は36万円ほどであったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③について、A社における資格喪失日は、平成3年10月31日となっているが、同年11月29日まで勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、当初、A社における申立人の標準報酬月額を平成3年6月から同年9月までは36万円としていたと

ころ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の4年3月2日付けで、3年6月1日に遡^{さかのぼ}って標準報酬月額を18万円に引き下げている上、申立人に係る同年10月の標準報酬月額36万円の定時決定の記録を取り消す処理が行われている。

また、申立人は、申立期間②当時のA社での職務は現場監督であったが、登記簿謄本により当該事業所の役員ではなかったことが確認できることから、当該減額訂正に関与していたとは考え難く、標準報酬月額に係る事業主等からの説明も無かったとしている。

さらに、当該事業所において、申立人と同様に、標準報酬月額が遡^{さかのぼ}って減額訂正されている者が多数存在している。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年11月29日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年10月31日となっている。

また、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の平成4年3月5日付けで行われていることが確認でき、これは、上記の申立期間②における標準報酬月額の訂正処理日の3日後に当たることから、同処理との一体性が認められる。

さらに、平成3年10月31日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、申立人と同様に標準報酬月額の訂正処理との一体性が認められる者が多数存在している。

加えて、当該事業所は、申立期間③当時、法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年10月31日を資格喪失日とした届出を行う合理的な理由はなく、申立人の資格喪失日を、雇用保険の記録上の離職日の翌日である同年11月30日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、36万円とすることが必要である。

一方、申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和62年3月11日から平成3年11月29日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成3年2月27日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、申立人は、申立期間①について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているが、申立人と一緒に勤務していたA社B営業所の複数の同僚も、当該期間に国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、平成3年6月から同年9月までは16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、16万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月27日から同年6月1日まで
② 平成3年6月1日から同年10月31日まで
③ 平成3年10月31日から同年11月30日まで

申立期間①について、私は、昭和61年10月15日から平成3年11月29日に退職するまでA社に勤務したが、同年2月27日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入期間が無いので、加入期間として認めてほしい。

申立期間②について、社会保険事務所（当時）の記録では、A社における平成3年6月から同年9月までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、実際の給与は16万円ほどであったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③について、A社における資格喪失日は、平成3年10月31日となっているが、同年11月29日まで勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、当初、A社における申立人の標準報酬月額を平成3年6月から同年9月までは16万円としていたと

ころ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の4年3月2日付けで、3年6月1日に遡^{さかのぼ}って標準報酬月額を9万8,000円に引き下げている上、申立人に係る同年10月の標準報酬月額16万円の定時決定の記録を取り消す処理が行われている。

また、申立人は、申立期間②当時のA社での職務は事務であったが、登記簿謄本により当該事業所の役員ではなかったことが確認できることから、当該減額訂正に關与していたとは考え難く、標準報酬月額に係る事業主等からの説明も無かったとしている。

さらに、当該事業所において、申立人と同様に、標準報酬月額が遡^{さかのぼ}って減額訂正されている者が多数存在している。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た16万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年11月29日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年10月31日となっている。

また、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）より後の平成4年3月5日付けで行われていることが確認でき、これは、上記の申立期間②における標準報酬月額の訂正処理日の3日後に当たることから、同処理との一体性が認められる。

さらに、平成3年10月31日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、申立人と同様に標準報酬月額の訂正処理との一体性が認められる者が多数存在している。

加えて、当該事業所は、申立期間③当時、法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年10月31日を資格喪失日とした届出を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日を、雇用保険の記録上の離職日の翌日である同年11月30日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、16万円とすることが必要である。

一方、申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和62年3月11日から平成3年11月29日までA社に継続して勤務してい

たことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成3年2月27日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、申立期間①において、申立人と一緒に勤務していたA社B営業所の同僚の中には、当該期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している者も確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月12日から同年7月31日まで

私は、A社所有の船舶Bに通信長として乗船し、継続して勤務していた。船員手帳には昭和44年6月16日雇入れ、45年7月27日雇止めと記載されており、同年7月末まで乗船していたと思う。

しかし、社会保険事務所（当時）の回答では、この出漁期間に係る船員保険の記録は、昭和44年6月20日資格取得、45年3月12日資格喪失となっており、同年3月12日から同年7月31日までの記録は無い。

実際の出漁期間であるにもかかわらず、船員保険の加入期間となっていないのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する申立人の船員保険台帳、申立人が所持する船員手帳の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が船舶Bに乗船していたことが認められる。

また、船舶Bでの乗船期間が申立人とほぼ一致する同僚（船長）は、通信士が乗船していないと出港できないため、必ず通信士を乗船させており、申立人は、昭和44年6月から同僚が下船した45年7月31日までは船舶Bに乗船していた旨証言している。

さらに、当時のA社の事務担当者は、当時は役所の指導が厳しかったので、船員保険は雇入れから雇止めまでの期間は加入させていた旨証言して

いるところ、文書により照会した同僚のうち、船員手帳の雇入れと雇止めの期日について回答があった同僚5人については、当該船員手帳に記載されている雇用期間と船員保険の加入期間はほぼ一致している。

加えて、当時の同僚は、昭和45年3月ごろの船舶Bは、遠洋で漁を行っており、下船はできなかった旨証言している。

また、A社が保管する申立人の船員保険台帳に、被保険者資格の取得日が昭和44年6月20日、同資格の喪失日が45年7月31日と記録されているところ、船舶Bにおいて船員保険の加入記録がある者26人のうち、5人が同年7月31日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和45年3月12日から同年7月31日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船舶Bの船員保険被保険者名簿の同僚の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社の元取締役は、当該事業所が保管する申立人の船員保険台帳に、被保険者資格の取得日が昭和44年6月20日、同資格の喪失日が45年7月31日と記録されており、この記録どおりに届け出たとし、保険料も申立人から控除し納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を船舶所有者（A氏）により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和34年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、当該船舶所有者が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和34年1月5日から同年4月1日まで

私は、昭和34年1月以降14年間にわたってA氏が所有する漁船に乗ったが、社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録を照会したところ、加入期間は同年4月1日以降であり、申立期間は未加入であるとの回答であった。

船員手帳の記載から申立期間当時乗船していたことは確かであるし、当該期間では通信長が都合により3か月で下船するため、その3か月は通信士助手として、その後は通信長として勤務した。また、同じ船室に寝泊まりしていた同僚3人は船員保険に加入しているのに、私だけが未加入であるのは納得できない。申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚2人の証言によれば、申立人が申立期間において、A氏の所有する船舶Bに乗っていたことが認められる。

また、船舶Bの通信長は、申立人と同じ3級通信士の資格を有しており、船員保険被保険者名簿によれば、申立期間を含む昭和33年9月1日から34年4月30日まで船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、甲板員として船舶Bに乗り、申立人と同じ船室に寝泊まりした

とする同僚3人全員が申立期間を含む昭和36年1月31日まで船員保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を当該船舶所有者により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年4月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の当該船舶所有者による納付義務の履行については、当該船舶所有者は所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、当該船舶所有者が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和37年5月10日と認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月9日から同年5月10日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、平成16年6月30日まで継続して勤務したが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、同社C工場から同社D工場へ転勤した時期の厚生年金保険の被保険者期間に未加入期間があることが分かった。

申立期間について、継続して勤務していたことは事実なので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和37年5月9日であることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び当該事業所の回答により、申立人は、申立期間において継続してA社に勤務し、昭和37年5月10日に同社C工場から同社D工場に異動していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和37年5月10日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から49年3月まで

私は、昭和50年代に住民票の交付を受けるまで、生年月日を誤った日付で認識していたが、住民票で正しい生年月日に気付いた。

国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、すべて亡くなった母が行っていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることについては、生年月日が違っていることにより記録が間違っていると思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月23日に申立人の弟と連番で払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人とその弟に係る国民年金保険料の納付年月日はほぼ一致していることから、二人の保険料は一緒に納付されていた状況がうかがえるところ、弟の記録も申立期間のうち、国民年金加入期間（昭和48年1月から49年3月まで）については未納となっているほか、申立人の父母についても、申立期間のうち昭和46年4月から47年3月までは申請免除期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、申立期間当時の納付状況等が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることについては、生年月日が違っていることにより記録が間違っているのでは

ないか、としているが、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の生年月日について正しい生年月日に訂正済みである上、申立人の誤った生年月日を含め、オンライン記録により各種の調査を行ったが、未統合となっている記録は確認できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 12 月まで

申立期間は 20 年以上前のことであり、その後結婚し、引っ越しも何度かしているため、当時の領収書等は手元に無いが、私は、当時、個人経営の事業所に勤務しており、月 6 万円ないし 7 万円の給料の中から国民年金と国民健康保険の保険料を近くの郵便局でそれぞれ 1 万円前後納付していたので、手元に少しの現金しか残らなかった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまでに交付された国民年金手帳は 1 冊だったとしているところ、申立人が所持する同手帳記載の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の国民年金加入年月日から、平成 4 年に A 市で払い出されたものと認められ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の住所は A 市であったと主張するが、同市の改製原附票及び国民年金被保険者住所情報（住民基本台帳と連動）では、昭和 62 年 12 月 27 日に B 市から A 市に転入した記録が確認できる上、B 市に照会したところ、申立人が 20 歳になった月から同年 12 月までの間に、国民年金に加入した形跡は見当たらない旨の回答があった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として毎月 1 万円前後納付したと主張しているところ、当時の保険料は月額 7,100 円から 7,700 円であるが、申立人が A 市において保険料を定額納付した記録がある平成 4 年 9 月から 6 年 3 月までの保険料は月額 9,700 円から 1 万 500 円であり、申立人が申立期間に納付したとする金額とほぼ一致することから、申立人が納付したとする保険料はこの期間のものである可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続に係る記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に婚姻し、同年 5 月に会社を退職したことから、A 市役所で国民年金への加入手続を行った。申立期間に夫の転勤に伴い B 市に住んだこともあるが、納期ごとに 1 万円前後の国民年金保険料を納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 5 月に A 市役所で国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿（紙台帳及び電子データ）及び申立人の所持する年金手帳によれば、55 年 11 月 20 日に国民年金被保険者資格を喪失してから 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまでの間に、国民年金被保険者資格を取得した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から45年3月まで
私は、昭和43年10月に実家へ戻り、両親からの勧めで国民年金への加入手続を行った。その後、私が50年10月に婚姻するまでの国民年金保険料は、両親が納付してくれていたため、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月25日にA町（現在は、B市）で払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録において、同年4月30日に現年度保険料に当たる昭和45年度分の保険料が一括納付されていることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は過年度納付が可能であるが、申立人は、A町で国民年金への加入手続を行った際に過年度分の保険料の納付書の発行について相談したことは無く、申立人の両親からも生前、申立期間の保険料を過年度納付したとする話は聞いていないとしていることから、両親は、現年度保険料に当たる昭和45年度分の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、両親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から14年3月まで

私は、平成13年7月に会社を退職した後、国民年金への加入手続を行い、無職のため収入が無く経済的に厳しい状況の中で、国民年金保険料を納付した記憶がある。具体的な納付方法等は覚えていないが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人が平成8年4月に国民年金被保険者資格を喪失した後、18年6月に同被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入した記録は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間について、「平成13年7月に会社を退職した後、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶がある。」と主張するが、その国民年金保険料の納付方法等に関する記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年3月まで

私が学生であった申立期間について、母親から、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していたと聞いた。母親は数年前に死亡しており、今となっては資料等も無いが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が学生であった時に、申立人の母親が、国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけであり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、母親は既に亡くなっており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
大学生であった私が 20 歳になったころ、国民年金保険料を納付する義務があるという通知が郵送されてきたため、A 市に住んでいた母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、就職するまで保険料を納付してくれていたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は、平成 12 年 11 月 1 日に国民年金被保険者資格を新規に取得していることが確認できる上、9 年 1 月に申立人に付番された基礎年金番号は、2 年 4 月に取得した厚生年金保険被保険者記号番号であり、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親の記憶は定かではなく、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月及び同年 9 月

平成 14 年 4 月に社会保険庁（当時）の A 部署から書類が郵送されてきた際に、記録の一部訂正を行った。その際に電話応対してくれた A 部署の職員の指示に従って必要な手続きを行い、2 か月分の国民年金保険料を納付したと記憶している。

当該職員が、電話口でコンピューターの画面を見て、当該納付記録の訂正を確認してくれたと記憶しているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、平成 9 年 8 月に国民年金被保険者資格を喪失して以降、13 年 11 月に第 3 号被保険者資格を取得するまでの間、国民年金の加入記録が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間について、「平成 14 年 4 月に社会保険庁 A 部署の職員からの電話による指示に従って、国民年金への加入手続きを行い、2 か月分の国民年金保険料を納付したと記憶している。」と主張するが、加入手続きや国民年金保険料の納付をどこでどのように行ったのか記憶が定かでない上、日本年金機構から、「平成 14 年 4 月当時、社会保険庁 A 部署では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の納付については最寄りの社会保険事務所（当時）を案内しており、A 部署の職員自らが加入手続きの処理をしたり、保険料納付書を発行することは無かつた。」旨の回答を得ていることから、申立人の主張は直ちには採用し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1257（事案 1114 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 50 年から自営業を始め、国民年金保険料を納付してきたが、年金記録では申立期間の保険料は未納となっている。

申立期間当時は、経済状況も良好で、国民年金保険料を納付していたはずなので、当該期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 仮に申立人が申立期間の国民年金保険料を3か月分ずつ納付していた場合、保険料を収納した金融機関又は行政機関が複数回にわたって事務処理を誤り、申立人に係る納付記録が欠落したと考えるのは不自然であること、ii) A市の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料が納付されたことを示す記録は見当たらないこと、iii) 申立期間について夫婦共に未納となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は再申立てに当たり、国民年金保険料の納付について新たな事実及び提出できる資料は無いとしており、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月ごろから29年1月1日まで
私は、昭和27年6月ごろから29年5月ごろまで、A社B事業所に勤務していたが、入社から同年1月1日までの厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年6月ごろから29年5月ごろまでA社B事業所に勤務していたとしているが、申立人が記憶している同僚は、オンライン記録、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において氏名が見当たらないほか、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある27名の同僚に照会し、回答があった17名のうち1名が申立人と同じ寮にいたことを記憶していたが、当該同僚は勤務期間も短く、申立人とは職場も異なるため、申立人の雇用条件や仕事内容等は分からないとしている。

また、C法務局D支局により、当該事業所は、昭和43年に他法務局管轄地へ本社を移転していることが判明したが、登記簿謄本は保存期間満了により破棄されており、同支局では、本社移転先を含め当該事業所について確認できる事項は無いとしている上、複数の同僚の証言によると、申立期間当時の事業主及び事業所の責任者も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入の有無については確認することができない。

さらに、申立人と同様に、当該事業所に入社したとする日と厚生年金保険の資格取得日とが一致していない同僚が複数おり、当該同僚にその理由を確認したところ、「入社後は、臨時期間を経て本採用（正社員）となるのが通常であり、本採用にならないと厚生年金保険には加入させてもらえ

なかった。」と説明している。また、そのうちの2名は、「臨時期間は個人によって様々であり、本採用になるまでは1年から3年かかる人もいた。」と証言していることから、当該事業所では、厚生年金保険の加入の時期については従業員ごとに判断していたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 30 日から 47 年 7 月 12 日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和 46 年 7 月から正社員として採用され、C事業所で働いていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無かったので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況について詳細に記憶していること、及び申立期間の一部について、雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「A社は平成 21 年 3 月に破産しており、当社はその後に新しく設立しているので当時の資料は残存していないため、申立人の勤務状況等については不明である。」と回答している上、破産管財人も同様に関係資料が残っていないので申立人の勤務状況等は不明であると述べている。

また、戸籍謄本から申立人は、昭和 46 年 6 月に婚姻し、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載により、申立人が同年 6 月 29 日に被扶養者に認定されていることが確認できる。

さらに、申立人は、元同僚について記憶しているのは姓のみであることから、氏名を特定することができず、元同僚から申立人の当時の勤務状況等について証言を得ることができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 11 日から 37 年 1 月 17 日まで
私は、昭和 36 年 12 月 11 日から 37 年 1 月 17 日まで A 氏所有の船舶 B に乗っていた。船員手帳にも乗船した記録があるので申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に船舶 B に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者及びその後継者である息子は既に死亡しており、申立人に係る申立期間当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

また、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において船員保険の加入記録がある 12 人に乗船状況等について照会したところ、申立期間に申立人と同じ船に乗ったとみられる者が 4 人確認できたが、いずれも申立人の船員保険の加入及び船員保険料の控除については分からないと回答している。

さらに、申立人の記憶及び同僚照会で回答のあった者の証言から、申立期間に申立人と同じ船に乗っていたとみられる者 9 人について、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿で被保険者期間を確認したところ、昭和 36 年 11 月 11 日から 37 年 2 月 27 日までの期間、又は 36 年 12 月 12 日から 37 年 2 月 27 日までの期間となっており、申立人の船員手帳に記載された雇止日（昭和 37 年 1 月 17 日）付近に船員保険の被保険者資格を喪失している者は見当たらない。

加えて、申立人が所持する船員手帳では、申立期間の雇止事由は「転船

に依り」と記載されているが、申立期間に申立人と同じ船に乗っていた同僚 2 人の船員手帳では「漁期終了」と記載されている上、雇止日が昭和 37 年 2 月 28 日となっていることから、申立人は漁期終了前に下船したものと推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から同年7月1日まで
私は、申立期間当時はA社（現在は、B社）の事務所長として充実した営業活動に精進し、支社長から、支部長昇格もあるので最大の努力を指示されていたので、厚生年金保険に加入していないことは考えられない。昭和38年2月から同年6月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人は、昭和34年12月1日に職員に登用され、平成元年3月31日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社では、「当社の『人事情報』によると、申立期間の昭和38年2月1日から同年6月30日について、申立人は療養休暇（無給休暇）を取得しており、社会保険は非適用となっている。」と回答している。

また、B社から提出のあった「社会保険基準書」に「給与の支給が停止された休職者（無給休職者）は、たとえ職員資格を維持し雇用関係が存続するとしても、実質的には使用関係が消滅したものとして、その時点より資格喪失となる。」と記載されている。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、昭和34年12月1日取得及び38年2月1日喪失、並びに同年7月1日取得及び平成元年4月1日喪失と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 54 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 8 月ごろから A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していた。結婚のため 54 年 7 月に退職した。
この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 国民健康保険組合の加入記録及び事業主の妻の証言により、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、「当事業所は厚生年金保険に加入していないため従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無く、健康保険は C 国民健康保険組合に加入しており、従業員は国民年金に加入していたと思う。」と回答している上、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C 国民健康保険組合では、A 事業所は昭和 41 年から現在まで同国民健康保険組合に加入しており、加入事業所が厚生年金保険適用事業所である場合はその旨記録されるが、当該事業所が厚生年金保険適用事業所であった記録は無いと回答している。

さらに、申立人は、元同僚 2 人の氏名を記憶しているところ、当該同僚 2 人は所在等が不明であることから、当時の厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 56 年 3 月 1 日まで
私は、A社B支社に入社し、そのまま継続してC社に勤務していたが、A社からC社にいつ変更になったのか定かではない。同じ業務に従事し継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人が申立てに係る事業所に申立期間も継続して勤務していた旨証言しており、また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、C社において昭和 56 年 1 月 12 日に被保険者資格を取得していることから、申立人が申立期間当時、同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人はA社B支社に入社し、そのまま継続してC社に勤務していたが、社名がいつ変更になったのか定かではないとしているところ、A社の事業所別被保険者名簿（マイクロフィルム）によると、申立人は、昭和 55 年 12 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）によると、56 年 3 月 1 日に同資格を取得していることが確認でき、ともに不自然な訂正箇所は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様にA社において昭和 55 年 12 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社において 56 年 3 月 1 日に同資格を取得している者は、申立人以外に 5 人、同年 4 月 1

日に同資格を取得している者は5人確認できる。

加えて、上記同僚 10 人のうち連絡先が分かった 9 人に照会したところ、回答のあった 4 人は、いずれも申立期間当時、申立人と同様に継続して勤務していたとしているが、給与明細書等が無く、厚生年金保険料の控除について確認ができない上、C社は既に解散しており、事業主は連絡先が不明であるため、当時の関連資料等について確認することができず、A社の清算人は、「当時の記録、資料は無く、厚生年金保険料の控除等については不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 3 月に高校卒業後、A事業所に就職した。同年 4 月から勤務し、59 年 9 月 30 日に退職した。

しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の証言及び申立人の勤務状況についての記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当時のA事業所は、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、商業登記簿で確認したところ、「A事業所」という商号で登記された事業所は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A事業所の事業主及び共同経営者であったその妻は国民年金に加入しており、両人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、両人が経営する別の事業所であるB社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年12月1日である。

さらに、事業主は、当時、A事業所は厚生年金保険には加入しておらず、個々に国民年金に加入していた旨証言している。

加えて、申立人が同僚として挙げた者の厚生年金保険の加入状況をオンライン記録で確認したところ、昭和58年6月に国民年金に加入し、B社が厚生年金保険の適用事業所になった平成2年12月1日に厚生年金保険に加入しており、申立期間は厚生年金保険の被保険者にはなっていない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から8年3月1日まで
私は、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、保険料を納付するため、社会保険事務所（当時）の職員の提案により、標準報酬月額をさかのぼって訂正する同意をし、届出をしてしまった。当時、報酬は30万円以上だったので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成4年7月1日の資格取得時決定並びに5年10月1日及び6年10月1日の定時決定において、当初、15万円と記録されていたところ、7年2月8日付けで、遡及して11万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間のうち平成6年8月23日から8年3月22日まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成7年ごろ、社会保険関係事務に携わっていたとし、「会社の運営がうまくいっておらず、保険料が納められない状態になった時に、社会保険事務所の職員から標準報酬月額の遡及訂正について提案されたため同意した。」旨証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年3月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、さかのぼって減額訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は当時、報酬は30万円以上だったとしているところ、給与明細書等の関連資料が無い上、当該事業所は、既に解散しており、賃金台帳等の資料は保存されていないことから、当該期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 21 日から 9 年 1 月 20 日まで

私は、平成 8 年 9 月から 9 年 1 月まで、A 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を照会したところ、当該期間の標準報酬月額は 28 万円であるとの回答であった。

しかし、申立期間当時は月額 38 万円程度の給与をもらっていたはずなので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初 9 万 2,000 円と記録されていたが、合理的な理由の無い^{そきゅう}遡及減額処理がなされた記録であるとして、年金事務所において職権により 28 万円に訂正されているところ、申立人と同様の処理がなされている同僚が所持する平成 8 年分の給与所得の源泉徴収票には、遡及減額処理がなされる前の標準報酬月額に基づき算出したと考えられる社会保険料等の控除額が記載されていることから、申立人についても^{そきゅう}遡及減額処理がなされる前の 28 万円の標準報酬月額に基づいて算出した厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えるのが自然である。

また、雇用保険被保険者台帳によれば、申立人の申立期間に係る報酬月額は 28 万円と記録されており、厚生年金保険の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年4月1日まで

私は、平成4年3月にA事業所を退職し、同年4月から非常勤の嘱託職員として再就職したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間は5年4月1日から8年10月21日までであり、申立期間は未加入であるとの回答であった。

申立期間において勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成4年4月1日付けの辞令、在職証明書及び雇用保険の加入記録によれば、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所の回答によれば、同事業所では社会保険料を翌月控除の方法により控除していたと考えられるところ、申立人が所持する平成4年分の給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の金額が8,145円と記載されており、これは同年分の雇用保険料の総額とおおむね一致することから、申立期間のうち同年4月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料は控除されていないと認められる。

また、申立人が所持する平成5年分の給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の金額が「191,551円」と記載されており、これは申立人が厚生年金保険に加入している期間である同年4月から同年11月までの厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に雇用保険料を加えた額とおおむね一致することから、申立期間のうち4年12月から5年3月までの期間に係る厚生年金保険料は控除されていないと認められる。

さらに、A事業所では、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年から 42 年まで
② 昭和 48 年 8 月から 50 年 4 月まで
③ 昭和 56 年 11 月から 59 年 11 月まで
④ 昭和 60 年 9 月から 62 年まで
⑤ 昭和 60 年から平成 3 年まで

申立期間①について、A市にあった「B社」に季節労働者として勤務していた。

申立期間②について、C市にあった「D社」に季節労働者として勤務していた。

申立期間③について、E市にあった「F社」に妻と一緒に勤務していた。

申立期間④について、A市にあった「G社」に季節労働者として勤務していた。

申立期間⑤について、H市にあった「I社」に季節労働者として勤務していた。

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、いずれの申立期間についても厚生年金保険の加入記録は確認できないとの回答であった。

申立期間①から⑤までの期間において各事業所に勤務したことは確かなので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市にあった「B社」に季節労働者と

して勤務し、複数の現場で仕事をしたとしている。

オンライン記録によると、類似する名称の事業所としてA市内で「J社」があり、同社は申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっており、同社において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる20名に照会したところ15名から回答があり、そのうち2名は申立人を覚えているとしている上、3名は申立人の挙げた複数の現場で作業を行っていたとしていることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、上記の照会で申立人を覚えているとの回答があった2名のうち、当該事業所の現場代理人であったとする者は、申立人が請負の職人であったとしており、ほかの1名も申立人が季節雇用の職人であったとし、現場代理人であったとする者は、「職人は日雇健康保険及び日雇失業保険に加入していたが、厚生年金保険に加入した者は少なかったように記憶している。」としている。

また、上記の照会で回答があった複数の者は、申立期間①当時において当該事業所に勤務していた従業員が145名から300名いたと回答しているが、昭和36年1月から42年12月までの期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者は3名から25名で推移しており、勤務していたとする従業員数と被保険者数には相違がみられる。

さらに、申立人は、同僚として複数の姓を挙げているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び被保険者原票に当該同僚の姓は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C市にあった「D社」に季節労働者として勤務し、複数の現場で仕事をしたとしている。

オンライン記録によると、類似する名称の事業所としてC市内で「K社」があり、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていたが、同社が適用事業所となったのは平成元年4月1日であることが確認でき、申立期間②当時は、適用事業所とはされていない。

また、K社の代表取締役及び取締役等に照会したが、申立期間②当時において当該事業所が申立人の挙げた現場で作業を行っていたか不明であるとしている。

さらに、上記代表取締役は、申立期間②当時の関係書類等はないとしており、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、同僚について姓とおおよその年齢しか記憶していないため、当該同僚を特定することができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、E市にあったF社に勤務し、複数の現場で作業を行っていたとしており、当該事業所に照会したところ、申立期間③当時、同社では申立人の挙げた現場で作業を行っていたとしている。

しかし、当該事業所は、平成9年から社会保険に加入したとしており、申立人の給与から申立期間③に係る厚生年金保険料の控除は行っておらず、当該期間に社会保険事務所への届出や保険料の納付も行っていないとしている。

また、申立人は、当該事業所に妻と一緒に勤務したとしているが、申立期間③において妻に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人は、同僚について姓とおおよその年齢しか記憶していないため、当該同僚を特定することができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

申立期間④について、申立人の雇用保険の加入記録によれば、昭和60年8月19日から同年12月14日までG社で被保険者となっており、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、申立期間④当時、職人については厚生年金保険に加入させていなかったとしており、申立人の給与から保険料の控除は行っておらず、社会保険事務所への届出や保険料の納付も行っていないとしている。

また、当該事業所で当時の事務担当者であったとする者は、事務職の従業員は、政府管掌の健康保険と厚生年金保険に加入していたが、現場作業員の健康保険についてはL国民健康保険組合に加入していたとしている。

さらに、申立期間④において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる18名に照会したところ12名から回答があり、そのうちの3名は、同社には雇用保険のみ加入する者がいたとしている。

加えて、上記の回答があった者のうち5名は、申立期間④当時において当該事業所の従業員が62名以上いたと回答しているが、昭和60年1月から62年12月までの期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者は6名から10名で推移しており、勤務していた従業員数と被保険者数には相違がみられる。

申立期間⑤について、申立人は、H市にあったI社に季節労働者として勤務し、複数の現場で仕事をしていたとしており、同社に照会したところ、申立期間⑤当時、申立人の挙げた現場での仕事を行っていたとしている。

しかし、当該事業所は、申立人は外部発注事業者であり、申立人の給与から厚生年金保険料の控除は行っておらず、社会保険事務所への届出や保険料の納付も行っていないとしている。

また、申立期間⑤において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4名に照会したところ全員から回答があり、そのうち1名は昭和62年から平成元年ごろに申立人と一緒に働いたとしているが、同氏は、申立人を正社員ではなく一般の職人であったとしている。

さらに、上記回答があった4名は、申立期間⑤当時においてI社の従業

員は 54 名から 150 名いたと回答しているが、昭和 60 年 1 月から平成 3 年 2 月までの期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者は 9 名から 15 名で推移しており、勤務していた従業員数と被保険者数には相違がみられる。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年ごろから 10 年 4 月ごろまで
私は、平成 8 年ごろから 10 年 4 月ごろまで、A 社の B 営業所に勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間は未加入となっていた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社員名簿によれば、申立人は、平成 9 年 5 月 26 日から 13 年 5 月 9 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所から提出された平成 9 年分から 13 年分までの所得税源泉徴収簿によれば、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが認められる。

また、当該事業所によれば、申立人は、パート従業員であったとしており、申立期間当時は、パート従業員は厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。